

水素エネルギー利活用推進事業プロポーザル審査要領

水素エネルギー利活用推進事業委託に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「水素エネルギー利活用推進事業委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画提案内容（60点）
- (2) 業務実施能力（20点）
- (3) 見積価格（10点）
- (4) 社会政策推進への配慮（6点）
- (5) 県内事業者（4点）

3 審査会の構成員

このプロポーザルにおける審査会は、滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課および関係課の職員3名で構成します。

4 審査会の開催

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催します。

- (1) 日時
令和8年6月11日（木）（参加者には2営業日前までに開始時間等ご連絡します）
- (2) 開催方法
オンライン（Zoomを使用）で実施
- (3) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は、1者15分とします
 - ② 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

5 審査の方法

- (1) 審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別記「評価項目」に基づいて審査を行います。
- (3) 予定価格の範囲内において、各審査員による評価の総合点が最も高い企画提案書の提出者を契約予定者として決定します。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としません。

6 企画提案の採否

企画提案の採否（審査結果）は、各参加者あて書面により通知します。

水素エネルギー利活用推進事業 評価項目

項目番号	評価項目・主な着眼点	配点
1	業務全般に関する取組方針に対する評価 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた提案を行っているか。	10
2	(1)水素吸蔵合金を用いた水素利活用モデルの実証および効果検証 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	10
3	(2)水素エネルギーの理解向上に向けた住民啓発イベントでのブース出展 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	10
4	(3)水素エネルギー利活用の推進に向けたセミナーの企画・開催 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	10
5	(4)水素需要創出に資するワーキンググループの開催 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	10
6	(5)燃料電池商用車(燃料電池トラック等)の普及に向けた調査検討 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	10
7	業務の実施体制 ・業務遂行のために十分な人員体制が確保されているか。 ・県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。	10
8	同種業務の受託実績 ・業務を遂行するために十分な能力を有する組織であることを確認できる実績はあるか。 ・担当者について能力を確認できる実績はあるか。	10
9	見積価格 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満 …評価点の満点(10点) 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点(8点) 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点(6点) 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点(4点) 予定価格の95%以上 …評価点の満点の10%の点(1点)	10
10	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
	・「次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
	・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
11	・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
	・県内に本店を有する事業者か。	4
	合計	100